

北海道公立高校生等奨学給付金について（ご案内）

北海道教育委員会では、次の給付要件に該当する保護者等に対し返還の必要がない奨学のための給付金を支給する制度があります。

今年度から給付対象世帯が保護者等全員の道府県民税及び市町村民税の所得割額が182,500円未満（年収490万円相当）まで拡充されました。給付額や制度の内容については別添の「北海道教育委員会からのお知らせ」や「文科省のリーフレット」をご参照ください。受給を希望される場合は、期日までに書類を提出してください。

記

- 1 給付要件・対象世帯 ・令和8年7月1日現在に次の要件を満たしていること
 - （1）生徒を扶養する北海道内に住所を有している保護者等であること
 - （2）①生活保護（生業扶助：高等学校等就学費）受給世帯
 - ②保護者等全員の道府県民税及び市町村民税の所得割額が非課税世帯
 - ③保護者等全員の道府県民税及び市町村民税の所得割額が182,500円未満の世帯（年収490万円相当）⇒※今年度から対象
※年収は目安ですので所得割額で確認するようにしてください
- 2 提出書類・記入上の注意、記入例を参照して記入してください
 - （1）北海道公立高校生等奨学給付金受給申請書（様式第1－1号）
 - （2）口座振替申出書（様式第3号）
 - （3）【①生活保護（生業扶助：高等学校等就学費）受給世帯に該当】
※令和8年7月1日以降の証明のもので、ア又はイを提出
ア生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式第2号）
イ生活保護受給証明書（生業扶助「高等学校等就学費受給の有無」の記載があるもの）

【②道府県民税及び市町村民税の所得割額非課税世帯及び182,500円未満の世帯に該当：生活保護世帯以外】
※次のア～ウのいずれかを提出 保護者等全員分の書類が必要です。保護者が両親の場合は父と母の2人分が必要です。無職無収入の専業主婦等の方も非課税であることの証明が必要です。
ア令和8年度 所得課税証明書又は非課税証明書
イ令和8年度 給与所得等に係る市町村民税・道民税特別徴収税額の決定・変更通知書写し（全体が見えるようにコピー）
ウ令和8年度 納税通知書写し（通知書面と明細内訳書面をコピー）
 - （4）生徒の国籍を証明する書類（住民票の写しや外国籍の方は在留カードの写し）※高等学校就学支援金の認定通知又は支給額通知の写しでも可
 - （5）扶養誓約書（様式第4号） 該当する方のみ提出

申請希望者は本校事務室に申し出ください申請書類を配付します。または、本校ホームページに申請書類一式載せてありますので、そちらを印刷して提出していただいても構いません。ただし、申請書は両面印刷したもので申請してください。

3 提出期限 令和 8年 9月1日（火）

4 提出先 北海道石狩南高等学校事務室
（受付時間:学校閉庁日8/8～16を除く平日8:20～16:50）
郵送での提出の場合は提出期限必着でお願いします。
〒061-3208 石狩市花川南8条5丁目1番
北海道石狩南高等学校事務室宛

5 その他

家計急変支援について、保護者等の失職等により収入が減少し家計が急変した世帯で上記「1 給付要件（支給対象世帯）③」に相当とする場合に支給の対象となります。文科省リーフレット内の「家計急変支援について」をご覧ください、申請の詳細については担当までお問い合わせください。

ご不明な点などは石狩南高校事務室（Tel0133-73-4181 担当：齊藤）までお問い合わせください。